

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2026年 5 月12日

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 村 浩 一

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 ( 252 ) 3300 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 宇 田 統 英

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 ( 252 ) 3300 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 執行役員総務本部長 宇 田 統 英

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

2025年2月14日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社の設立を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、当該子会社の設立を決議した2025年2月14日以降に遅滞なく提出するべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : 台湾西松屋股份有限公司  
住所 : 台湾 台北市  
代表者の氏名 : 董事長 河野 耕太郎  
資本金の額 : 63百万台湾ドル  
事業の内容 : 台湾におけるマタニティ・ベビー・子供用品の販売等

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前 :  
異動後 : 6,300,000個  
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合  
異動前 :  
異動後 : 100%

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

#### 異動の理由

当社が設立した台湾西松屋股份有限公司の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

#### 異動の年月日

2025年6月19日

以上